

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇告示 共済事業を行なう市町村等  
公有水面埋立により新たに生じた土地  
公有水面埋立地の区域編入

## 規則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程(昭和二十七年十二月鳥取県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務課」を「審査課」に改める。

第三条を次のように改める。

(各課の分掌事務)

第三条 事務局の各課においては、次の事務をつかさど

る。

### 審査課

一 公印の管守に関する事。

二 文書の收受、審査、発送、編さん及び保管に関する事。

三 職員の人事に関する事。

四 予算、決算、会計及び物品の保管に関する事。

五 労働組合の資格審査及び証明に関する事。

六 不当労働行為に関する申立の受理、調査、審問、認定、命令及びこれに伴う諸手続に関する事。

七 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関する事。

- 八 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第四十二条の規定による請求に関すること。
- 九 公益委員会議の招集、議案の整備、議事録の作成、その他議事手続に関すること。
- 十 前各号に掲げるものの外他課の所管に属しないこと。

調整課

- 一 総会の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。
- 二 あつせん員候補者の委嘱手続及びあつせん員候補者名簿の作成に関すること。
- 三 労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。
- 四 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。
- 五 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 六 調停委員会に関すること。
- 七 仲裁委員会に関すること。
- 八 労働争議の調整を行なうために必要な情報資料の

収集整理及び保存に関すること。

九 前各号に掲げるものの外、調整事務に関すること、第四条を削り、第五条を第四条とし、以下一条ずつ繰り上げる。別表中「(総務課)」を「(審査課)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百八号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を同条第四項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名 共済事業の実施区域  
 関金町 関金町の区域一円  
 当該市町村に対し移譲の申出を行なつた農業共済組合  
 関金町農業共済組合

鳥取県告示第二百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、東伯郡東郷町長から、公有水面埋立により同町の区域内に次の土地があらたに生じたことについて届け出があつた。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東郷町大字松崎字新町三三五番二地先

四三四、八四平方メートル

鳥取県告示第二百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条第一項の規定により、次の公有水面埋立地を昭和三十八年五月一日から、東伯郡東郷町大字松崎字新町の区域に編入する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字松崎字新町三三五番二地先

四三四、八四平方メートル